

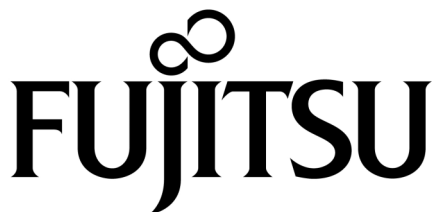
# 富士通株式会社

## 1. 会社の概要

- (1) 会社名：富士通株式会社
- (2) 所属部会：関東電気機器部会第2分科会
- (3) 業種：通信システム、情報処理システムおよび電子デバイスの製造・販売ならびにこれらに関するサービスの提供
- (4) 資本金：3,246億2,507万5,685円  
従業員：33,792名(2005年3月31日現在)
- (5) 経営目標

常に新しい価値の創造に努め、強いインフォメーションテクノロジーをベースに、お客様の求める高性能・高品質のプロダクト、サービスによるトータルソリューションを永続的に提供することにより、利益と成長を実現し、国際社会・地域社会との共存共栄を図る。

- (6) CIマーク



## 2. 知的財産部門の概要

### (1) 組織上の位置および名称

本社組織としてコーポレートセンターの中に「法務・知的財産権本部」があり、「法務部」「審査法規部」「知的財産戦略室」「情報部」「渉外部」「特許部」の6統括部で構成される。また、主要事業本部に特許推進部または知的財産部がある。

### (2) 構成および人員

特許部は、特許の取得、他社特許の侵害回避を担当する。特許第一部～特許第四部からなり、アイデア抽出、特許出願、出願後のフォロー、取得後の管理を一貫して行う。

渉外部は、特許権の戦略的活用、ライセンス契約、訴訟等を担当する。特許に関する対外的な交渉を担当する「紛争対応部隊」と言える。

知的財産戦略室は、全社的な知的財産の戦略企画・立案を行う。意匠・商標、特許調査も担当している。

その他、法務部、審査法規部、情報部と合わせて、約270人が在籍する。

### (3) 沿革

知財部門の歴史は1935年、創業と同時期に、技術部に特許係が設けられたことに始まる。1971年に特許部、1982年には特許統括部となり、全社的な特許管理業務を行うようになった。1992年、法務・知的財産権本部となり、現在に至る。

## 3. わが社の知財活動

特許に関する基本方針を1989年に定め、現在もこれを継続している。基本方針は、(1) 他社にインパクトを与える特許の取得、(2) 取得した特許権の戦略的活用、(3) 他社特許の侵害回避の3つである。

### (1) 有力特許の取得

他社にインパクトを与える特許の取得をめざしている。特にこの10数年間、特許出願の「質」

## ※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

を重視してきた。富士通の事業として今後大きな成長が見込まれる技術分野について重点テーマ、戦略テーマを設定して集中的にアイデア抽出と特許出願を進めている。

富士通では、30年程前から「技術のまとめの会」という少人数グループによる活動を展開している。これは、摘出した発明の種を核にアイデアを膨らませ、大きな技術思想にまで高めて強い特許に仕立てあげる活動である。戦略テーマについては、特許部員も参加して重点的に実施している。出願後は他社の使用状況等を評価し、特許クレームの補正などを実施している。発明者と特許部門が一体となった評価体制をつくることで、自社発明の客観的な評価を可能にしている。

事業のグローバル化にともない、外国出願の増強を図っている。現在は、欧米のみならず、アジアを含めた広い特許ポートフォリオの構築に取り組んでいる。

### (2) 特許権の活用

特許権は、「独占権」と「財産権」の2面性があるが、事業戦略に応じてそれらを使い分けている。また、保有する特許資産の活用による実施料収入の増大を図っている。このため、保有権利を確認し、活用するための「保有権利検索システム」を全社に展開している。

第三者による権利の侵害に対しては、適切な対応をとっている。富士通の基本方針として、主張するものはきちんと主張する、訴訟も辞さない、という姿勢を、20年以上前から貫いており、これは日本企業では多く例を見ない。

### (3) 他社特許の侵害回避

他社が保有する知的財産権を尊重する風土・文化作りに加え、侵害回避のための具体的方策を講じている。他社特許の侵害は、富士通自身の問題にとどまらず、お客様に直接多大なご迷

惑をおかけすることになることから、研究開発から実用化に至るまでのあらゆる段階で、特許の侵害回避に最大限の努力を払っている。たとえば設計開発前の早い段階から、他社特許のクリアランス調査を徹底的に行っている。なお、クリアランス調査は、関係会社である富士通テクノリサーチを使って実施している。

また、独自の「特許情報検索システム」を全技術者に提供して、技術者自身が特許調査を実施する環境を整備している。

### (4) 職務発明の取扱い

補償制度と表彰制度があり、その内容は、同業他社と比較しても遜色のないものであると自負している。補償制度では、出願補償に加えて、登録後に将来分を見込んで一括補償を行っている。表彰は、会社に対する特許功績の程度を評価し、ライセンス交渉に寄与した人などを含めてチームとして表彰している。

### (5) 知財教育の実施

知財知識の確認と知財マインドの高揚などを目的として、全社員を対象として定期的に知財教育を実施している。集合教育だけでなく、e-learningも行っている。

### (6) 知財戦略における今後の取組み

特許を含む技術の積極的な供与により企業収益への貢献を高めること、先進分野における戦略的な特許取得、より効果的なポートフォリオ構築のための戦略的な研究開発などについて、今後も検討していく。

富士通では、知的財産が強い技術を支える重要な経営資源であるという認識のもと、事業活動のあらゆる場面で、その確保と活用を図っていく。

(原稿受領日 2005年6月23日)